

横浜市公会堂条例の一部改正について

1 趣旨

横浜市金沢区総合庁舎整備事業により整備する横浜市金沢公会堂の会議室の利用料金を改定するため、現行条例の一部を改正します。

2 整備を行う公会堂の概要

1 名 称	横浜市金沢公会堂	
2 所 在 地	整備前	横浜市金沢区泥亀 2-9-1 (金沢区総合庁舎内)
	整備後	横浜市金沢区泥亀 2-9-1 (金沢区総合庁舎内)
3 構造・規模等	整備前	鉄筋コンクリート造一部鉄骨トラス造 地上 4 階建てのうち 1 階から 3 階の一部
	整備後	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造 地上 5 階建てのうち 2 階から 5 階の一部
4 延床面積	整備前	約 1,300 m ²
	整備後	約 3,200 m ²
5 施設内容	整備前	講堂(528 席)、会議室(1 号・2 号・3 号(各 35 m ²))、 和室(21 m ²)
	整備後	講堂(603 席)、会議室(1 号(74 m ²)・2 号(45 m ²))、 和室(25 m ²) ※リハーサル室(38 m ²)、多目的室(103 m ²)
6 開 館	旧公会堂	昭和 46 年 6 月
	新公会堂	講堂、会議室他：平成 31 年 3 月開館予定 ※リハーサル室、多目的室：平成 28 年 4 月開設。

3 条例改正の内容

横浜市公会堂条例では、各公会堂の最も大きい会議室の利用料金を上限額として規定しています。金沢公会堂で最も大きい会議室は、整備前の 35 m²から整備後は 74 m²と大きくなるため、条例（別表第5）に規定する金沢公会堂の利用料金の上限額を変更します。

<改正内容>

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表第5（第10条第2項）横浜市金沢公会堂

種 別		単 位	利 用 料 金	
			平 日	日曜日、 土曜日及 び休日
会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	$\frac{4,300}{2,000}$	$\frac{5,160}{2,400}$
	入場料等を徴収 する場合	同	$\frac{8,600}{4,000}$	$\frac{10,320}{4,800}$

4 施行期日

規則で定める日から施行します。